紀伊國名所圖會

四之巻下

名草郡

ル 4
1833
7

ル4
1833
7

日前大神はや國懸大神はやそゝはやそのかはやゝ伊勢ゝまし
天照大御神尾張ゝまち厚田大神ゝ皆同ゝく天皇の大御所
ゝ天は璽の御寶ゝ齋き祭ゝ後ゝりけむを磯城水垣宮の大
御代豊鉏入姫命ゝ託奉ゝ移ひてゝりゝ大御神の御教のまゝくそれ
大宮所求ぎもとゝ倭の笠縫村ゝり出立て國ゝ將て奉ゝ移ゝ但波乃
吉佐宮ゝ四年倭の嚴橿之本の宮ゝ八年木國の名草の濱宮ゝ三年
吉備の名方宮ゝ四年ゝ遷ゝ幸ゝ此二大神は此紀伊國ゝい止ゝ座
ゝ移むはゝそゝの天照大御神八狭所ゝゝ遷ゝ幸ゝ後ゝ移ひゝ纏向珠城
宮の大御代の十年餘六年ゝ五十鈴宮ゝ鎮ゝ座て此二大神も同し
年なも濱宮ゝり人ゝの宮所ゝ遷ゝ座けるゝゝ那坂ゝ所ゝ遷ゝ幸ゝ
更ゝその初を思へは天照大御神久方の天ゝて盤屋戸ゝ指隱ゝ
ける時思兼神の思兼ゝ種ゝ此拙作ゝ備へ給ゝ時石凝姥命ゝ仰せて
鍛冶天津麻羽維を求て日像の御鏡又日子の御鉾ゝを作ら〳〵ゝ
けるその御鏡八〳〵も二度なも鑄奉ゝてゝ初度出来座ける御鏡ゝ
その御鉾ゝなも此二大神ゝ八坐けるゝなそゝゝゝかゝゝゝ八平大平

日前宮

延喜式神名帳日前神社名神大月次相嘗新嘗○ひのくまの

今の世伝はるくしびたんの訓点たがはるなり

正殿日前大神○相殿石凝姥命右方思兼命

國懸宮

名神大月次相嘗新嘗

○相殿左方細女命右方玉屋命

日上神名帳曰國懸神社

両社ともに名草郡秋月村にあり正殿

名草宮名草郡名草郡の檜隈宮なり

代考一書曰上畧故天照大神謂素戔嗚尊曰汝猶有黒心不欲與汝見乃八千天石

窟閉著盤戸焉於是天下恒闇無復夜晝之殊故會八十萬神於天高市而問之時

古高産靈之息思兼神者有思慮之智乃思而白曰宜圖造彼神之象而奉招禱

也故即以石凝姥為冶工採天香山之金以作日矛又全剥真名鹿皮以作天羽鞴用

此奉造之神是則紀伊國所坐日前神也

○古語拾遺曰上畧舉庭燎俳優相與歌舞於是從思兼神議令石凝姥神鑄日

像之鏡初度所鑄少不合意是紀伊國日前次度所鑄其状美麗是伊勢大神也下畧

かくこくもゐ大神の奇霊ちる代くの秋迄の繁弱もいやたくに獨ちる載ふ多くろはろ

もく日前ゐ多ゐ支大神宮くとくとくとく

宮居をる神のめぐみに國ぞく榮んすべうあらしか
ゝやうなる此國ぞその神かさうに成世くにを治
此神のめぐみ成たゝ先平も邦ぞとりしと奉まんくん
紀の海やおさまる浪のよゝうみく國まもり給と祈そうそん
日本大御神と祈〳〵奉る御雲代の御繕国懸大御神と祈〳〵
奉る御雲代の日本にまして芦ふ天照大御神の前雲にくほ
まにまり伊邪那岐命伊邪那美命に絶妻之契をしたゝひ
遂に生嶋乃橋の小門より禊祓をなし給ふに成まをる
神三柱まを出給ふ初に天照大御神次を月讀命次を建速
須佐之男命と祈〳〵奉る天照大御神いまゝ人ゝを
所知めし月讀命は夜之食國を所ちめし建速須佐之男命
海原を所知給ふ中に須佐之
男命は所知國を治めしに泣ぬ中に須佐之
海も涸こゞて悪神ともつく来て妖をくに發こしぶ

池尻宰相暉房卿
飛鳥井左兵衛督雅光卿
藤原中將隆純朝臣
野宮少將定静朝臣



日前宮
國懸宮
國造家

霊光一道此占居
名草宮中雲捧輿
無象明神還有象
日之前似月之初
林道春

かゝとさゝ
伊勢の
神うた
ふるく
こゝも天てる
日の
くゝのみや
木居宣長

國懸宮
天目尚
天目尚
宝蔵
住吉社
中言社
中言社
稲神
石姿社
百動様
手水
馬屋
木屋

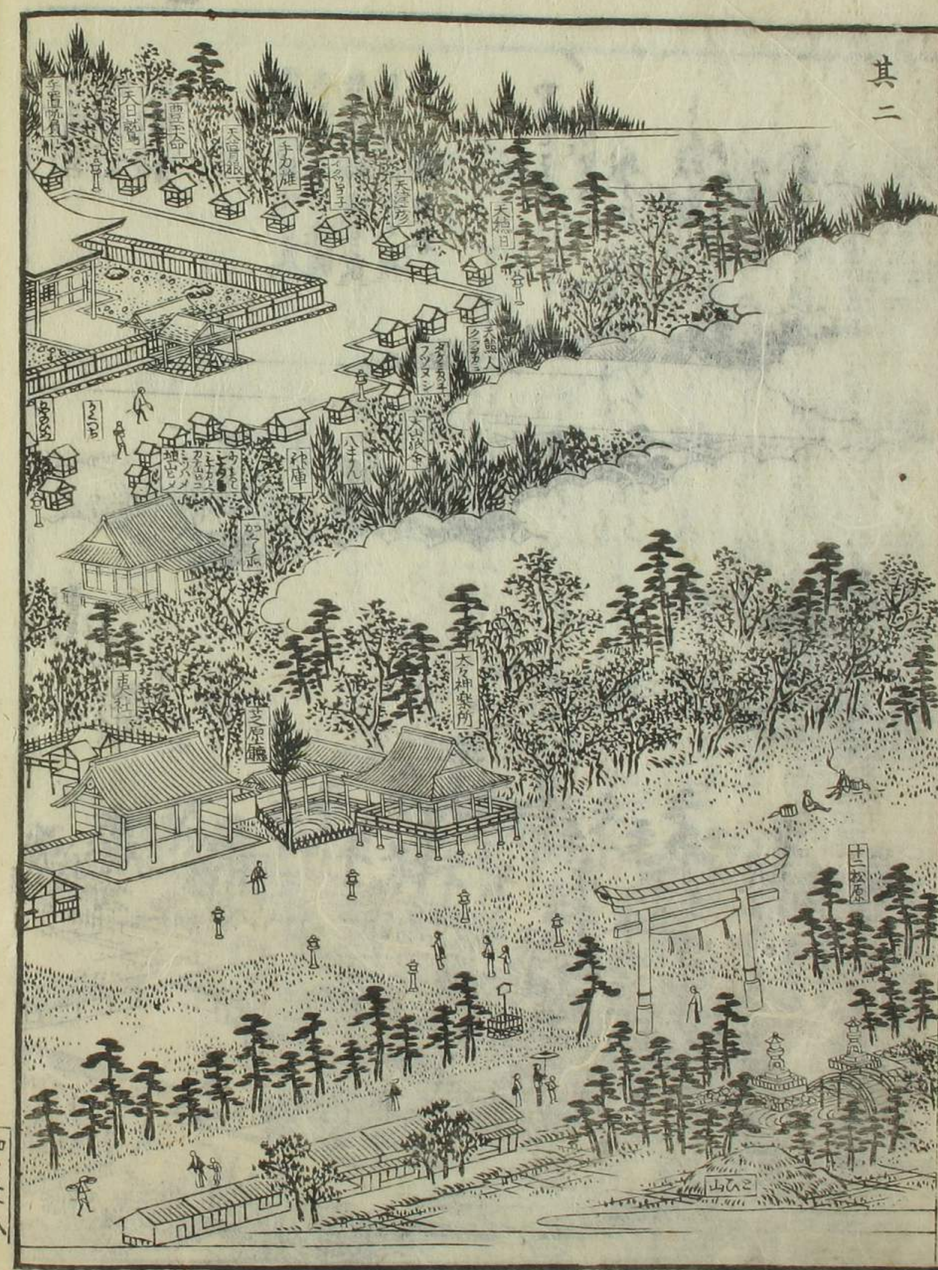
其二
天目鶴
西豊天命
天倍見
手力雄
天倍彦
天倍目
八まん
社殿
東社
十二松原
三ひ山

其三
杜鵑山
地蔵
八のゑ子
天神
日前宮
山王
高良
天大王
天神王
天神男
春日
神庫

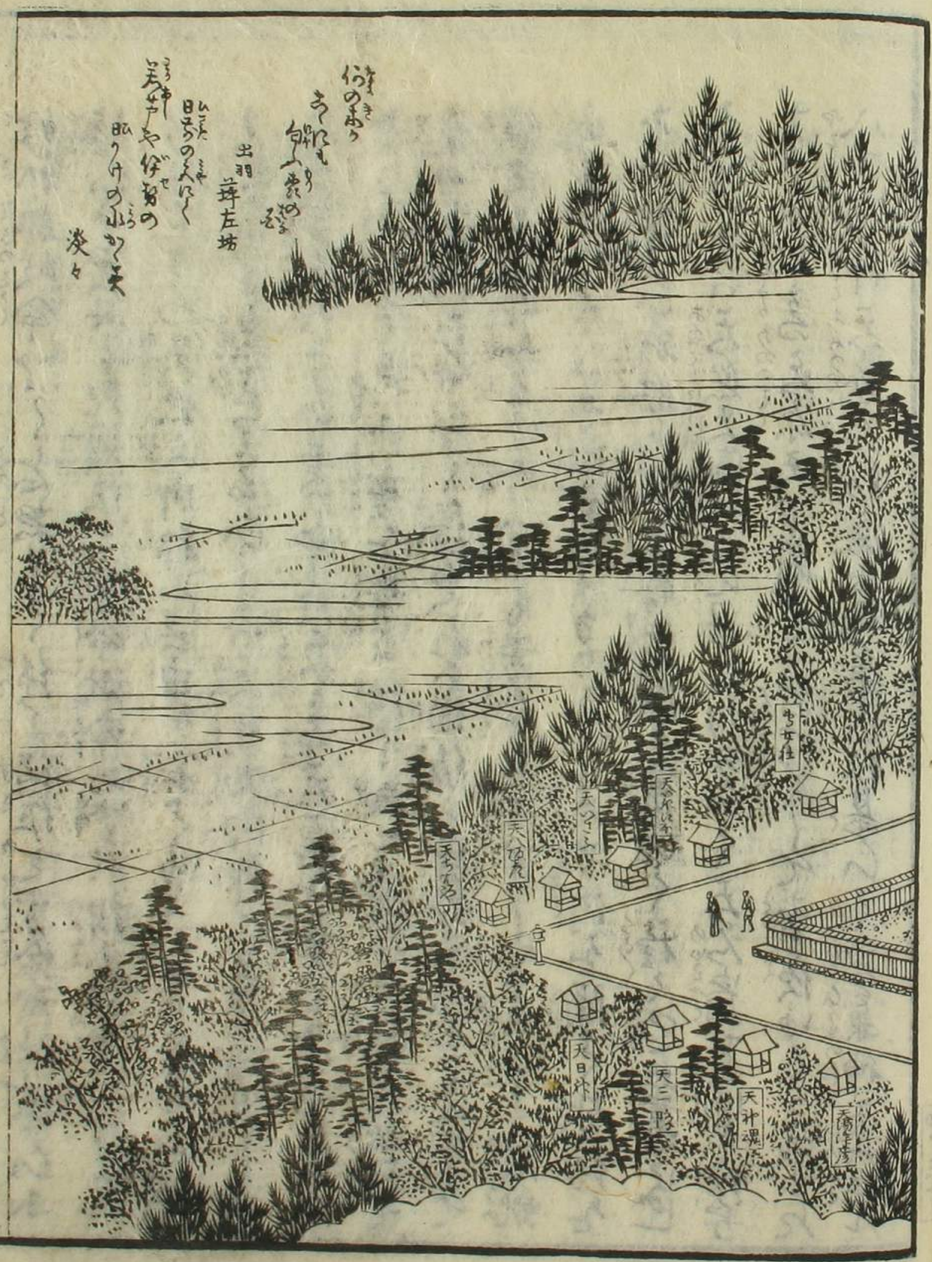
出羽 蒔左坊
日月の人にく
天神や伊勢の
ほりけの山かく天
後々
天日月
天二時
天神漏

伊邪那岐命つくづくと思ひ
廻らし給ふに此とし須佐之男命姉命の
うるはしきまゝに天照大御神ゝ其由を告くのち
高天原を奈良とて乃
ち弱るしたまふ長夕あしらふ天照大御神ゝ
ちつべくとく即御髪を繋ゝ結ゝ
歳男道路たけびく侍ふ
僕者さる邪心なゝ今いも考命ゝ逆らはゝと告給ふ須佐姉
照ゝ国ゝらんがゝ為ゝ奈朱ゝ
ちたまひ我勝ゝとく勝ゝ驕ゝ荒ぶるく
ふるゝらいこと天照大御神ゝ
まゝた放ふる天原天下国ゝ皆ゝくゝて常夜ゆくゝ
八十萬神天安乃河ゝ集ゝ集ゝ

つゝ天照ゝ
河乃河上の天堅石ゝ又天金山の鐵とゝく
羅命とめゝて日子を
命に杉ゝ
勾璁の五百津の御統乃珠を
玉命に占ゝめ天香山の真賢木
玉を掛け中枝ゝ八尺の鏡とゝ
を玉命ゝ取持ゝ天児屋命ゝ祷白ゝめ天手力男神ゝ戸板
に隠ゝ立ゝ天細女命ゝ天の日ゝ
繋ゝ日ゝ
八百萬人等ゝ
ゝく天石窟ゝ
招び笑楽ゝ詔ゝ

ゆまりて書とゝゝた神のまゝまたらゆへよりて秋森咲乎と
き世とゝた天児屋命太玉命の鏡とさゝ出くこれとゆセ
まつりけまゝ天照大御神金寿ゝと打ぶゝて戸より出ゑく
ゑさたゝ隠立ゝ天手力男神乎手ゑとく出まる
たゝ玉命端出之縄を御後方ゆ引て けうちゝうう
入まゝゝとゝた板立る天原打うび天下国くすのごと明
くるれうかゝく八十萬神等ともに議ゝく終よ須佐之男
命よ千位置戸を負ゝく其祓ゑ贖ゑ出て遂ひに遂ひ
き今候芽国宇治郷五十鈴川上よ鎮ゝまゝた大御神の
御霊代いゝのゝ玉坂樹よりけゝ御鏡にまゝて今一同の御
鏡打うび日矛い前御宝とてまゝ出ゝる天命よ
あゝく天神爽持齋ゝ多ゝる乎皇孫天津彦火瓊々杵の
るゝの葦原乃中津国に大君ゝゝて天降うまゝけ



天照大御神御手よりゆゝ三柱乃天御璽とゝゝる乎二柱乃
荒御霊乎も副へ賜ひよりて吾御魂なれい吾乎乎拝が
ごと床とゆう殿とともにゝく宮敬まつりたまへと詔
まひゝうび二十二柱の神等供奉りて日向国高千穂峯
に天降ゝまゝて彼移ゝの神宮と并敬まつりたまひね
白檀原宮よあゝのまゝゝろしめゝ神日本磐余彦天
皇のゝゝた日向の国ゝう東征たまゝる皇軍にさゝひ
まつりて忠誠よ勲功ある乎い褒賞乎ゝとゝた天造根
命よ紀国氏賜ひゝく国造ゝゝ彼二柱のお御宮乎欲
まゝゝゝ先乃国よ当国よゝびまつりまセゝ初乃
母世天造根命ゝ神代い皇孫乃天降うまゝ歩時供奉
に侍ゝひたまひゝ三十二柱の神等の其一柱ふゆゝて紀
姓乃遠祖ゝくまたきく

編者曰古事記に出雲の国造家伝来の旧記に云く容易世乃人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]又證考左のごとし

## 服人天津麻羅命氏をして日矛と造らしめ

而末服人天津麻羅而科伊勢許理度賣命令作造之本居宣長の此段の注に曰
書紀に白日豆圖造彼神之象而奉招椅也故即以石凝姥為冶工採天香山之金以作日
矛又全剥真名鹿之皮以作天羽鞴用此奉造之神象是即紀伊國所坐日前神也[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 石凝姥命に於て日矛を造らしむ

取香山洞以造日像之鏡[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 今櫛の御鏡に於て日矛い前御霊に[illegible]

[illegible]

## 二柱の御霊とも副場し

[illegible]
[illegible]
[illegible]

日乃宮を假
鏡を鑄
る圖

水鏡の日
神代のうつし
うりて鏡にうつ
あらいたる神宮
になりまして
一日前のあらし
ますまつ内裏の
おとりまして内侍
所のうつしをなし
まつりあれこまく

宰種三十二神等前駆防衛
見くらるゝにても饒速日尊の天降
書に信ずべきもの
言にも見えず四つの實は皇孫の天降
彼記にいうゆらひ記
又日前宮末社三十座の神は彼供奉三十二神の
神の御子とも知難く天照大御神の御子孫
論つかいまつる皇孫天降
兩宮鎮座のこと國造家旧記をかんがうるに皇孫命天降
のちに兩宮の御靈代に三種の神寶と共に日向國高千穂宮
に齋まつりなるべし神武天皇東征ちかくなるに天
道根命よりの御靈代を抜ちまつりなるべし
天道根命いやづくこゝに
うにつくりなまへるこゝに
又毛見郷より遷て琴
伊勢國に御鎮座のこと

饒速日尊いかくこゝに
なるべし當国名草郡加
太に天降
程なく本宮に遷て
琴浦なる巖のくに拜
崇神天皇五十一年豊御

入姫命天照大御神の御靈を奉ゝ當國名草濱宮に遷座
まつりて兩大神をも琴浦より濱宮に遷しまつりて爰に並べ
奉ること凡て三年目五十四年十月天照大御神いさゝか吉備國
名方濱宮にうつりたまふこゝにも兩大神の御地に坐まして垂
仁天皇十六年今の萬代の宮にうつり鎮座たまひ世こゝに
あるべく朝廷より忌部の立直に勅命あるべく社殿を造立
たまふ往古兩宮諸殿式あるべきもの
造絶ることなく中古より鎌倉將軍家をはじめ世くの武將勅
を奉ゝこゝに修營せることにあるべく宮社の結構莊嚴を
はじめ境地の封域廣大なるこゝにあるべきこゝに天正の
兵乱に荒蕪ゝ小祠を營くあるべきに寛永四年
國君の眷顧によりて再眞あゝたまひゝなりて其古ゝの
おもかげを十分にあるべきこゝにあるべき兩宮御鎮

座乃年歴ハ年号ノ如ク琴ノ弦ニ結ビ留メ置ケルコトト
ナリテ六百七十餘年ヨリ濱宮ハ二十餘年萬代宮ハ遷
座ノ後ハ千八百四十餘年通計二千五百四十餘年の星霜ト経
ルトコロ〳〵ノ領ノ神社ハ上ハ下百姓ニ
至ルマデ崇敬厚キ宮居ナリ〳〵ハ遷宮アリケル故ニ
大内ヨリ如ク〳〵ノ神寶ヲ寄セラレタリ
三十萬足宝物ト〳〵〳〵永仁年中の舊記ありとの餘神宝をよせ此
〳〵〳〵文德實録の宣命ハ次第の大神宝ハ條西宮記北山抄等ニ〳〵〳〵
兩宮神領ノ〳〵國造家舊記ヲ考ルニ天道根命ハ當國ハ
たまつ〳〵ハ神領乃ちゝ〳〵ハ来あひ拜国ハ乃ちゝ
三千町ハ神領ハ〳〵〳〵年中大小の祭後百二十余箇条の
修理をなす〳〵事あり式部式名草郡ハ神郡ト云ヘシ
〳〵ハ〳〵ハ其餘神領のこと綸旨院宣ハ及び六波羅
の御教書室町家乃御教書ハ數十通国造家乃藏ヨリ

ところ嚴然ト寄ル天正十二年
神君小牧山御陣ノ国造忠雄朝臣ヲ召ス〳〵を寄セて
御味方ニ〳〵家臣ハ命ジ〳〵郷民ハ催シ移ゴロノ
僧徒ハ牒〳〵あらセすでハ泉ハ出張セシ〳〵関白秀
吉ハ〳〵ハ〳〵ハ十三年當國ニ乱入シ根来ヲ
焼亡シ〳〵國造家累代の太田城ハ小ゼあり〳〵社頭ハ
破却シ〳〵神領ハ没収セラレ〳〵忠雄朝臣兩宮乃御
霊代ヲ奉シ〳〵神室舊記等ヲ携ヘ高野山乃
ふもとにのがれ逃〳〵れ〳〵セシ〳〵家無退散の後程なく両
大神ヲ奉シ〳〵ふたゝび此地ニぞ〳〵らまとる
以上太田城水攻の大閤記ハ〳〵〳〵意趣乃ちゝ〳〵〳〵国造家ハ〳〵〳〵世ハ〳〵〳〵布ハ
惣光寺の旧記ハ〳〵〳〵〳〵見ハ〳〵〳〵〳〵〳〵太田城趾乃条〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
かく〳〵秀吉没収の後の神領ハ
國君ヨリ寄附シ〳〵たまふ國造家藏ヨリ嘉禎年間

神領と他領とのさゝひ證文あり左ゟ出ス

日前國懸社御遷宮時四面四至紀定郷々支

艮
他領　直川庄上ノ芝原　松嶋郷　栗栖庄細工谷
神領　有間郷　永沼郷　西方寺免畠

東
他領　湯橋庄　岡崎庄堺ノ之尾　東ノ頭越
神領　忌部郷　僧綱寺山ノ峯筋　神前郷　福飯峯筋

巽
他領　冷水郷　海之沖ノ洲
神領　舟尾郷　海擔子ノ洲

南
他領　冷水郷　塩津ノ庄海
神領　毛見郷　海三井ノ之神山ノ頂上少シ見元堺

坤
他領　大崎海　雑賀庄海
神領　毛見郷　海擔子洲於當東小嶋甲峯於當丑方堺

西
他領　雑賀庄　四豆　銭丸
神領　小宅郷　西嶋　西畠　大田郷　西畠　吉田郷　本畠　新畠

乾
他領　北有木郷ノ道　同ノ有本郷
神領　本有本郷　刀祢名畠

北
他領　六十谷庄道
神領　薭津郷　若嶋カ島

右嘉禄元年御遷宮ノ時之四面四至任先例同ジク四年九月
廿五日依彼紀定セ令注進之状如件

嘉禄四年戊戌九月廿五日　紀伊國司從五位下源長信

兩宮注右年中行事之名目大概　他法次第ハ略之

○正月

小朝拜　元日　二日　三日　政始　二日巳後七日以前撰吉日　自中古用二日
献卯杖　上卯日　献破竹　六日　白馬節會　七日
御酒水迎　十日　上宮御酒造祭　有新始上宮者國懸宮也十一日
部鎮部御祭　十四日　十五日　踏歌　十五日於草宮前有踏歌
鎮御殿　十六日　早旦　御鍬山御祭　十六日御鍬山者和伝高山也
名草姫御祭　十七日　名草彦御祭　十八日
大歳祭　下旬撰吉日自中古用　廿八日　堰祭　下旬撰吉日

草宮荷前 晦日凡毎月如此

○二月

朔幣十列 朔日凡毎月如此

荒前星神楽 十五日凡毎月如此

○三月

大小荒前 三日

草宮荷前 三日 十五日

御種子下祭 下旬撰吉日

○四月

供鄭蠋 八日

御佐利御祭 上寅日

氏神御祭 上申日

珠津嶋祭 撰吉日元者三月下旬也

御田植祭 下旬撰吉日

五月自今日至十一日夜国造参篭

○五月

供昌蒲蓬 四日

御田植祭 下旬撰吉日

供粽 五日

○六月

五上申 上旬撰吉日自中古定ス八日

草宮荷前 廿日

三名方祭 下旬撰吉日自中古用 廿五日六日之間

季祭 晦日

名越之祓 同日

○七月

進素餅 七日

草宮荷前 同日

日前宮御穂取始御祭 十日

津嶋年幾祭 十五日

下宮専女御前御祭 十六日下宮八日前宮也 専女御前八末社也

○八月

草宮田宮土祭 時正撰吉日

草宮荷前 十五日

八月祓 上中旬間撰吉日

○九月

一日今日被定臨時祭流鏑馬射手

中言御祭 上旬撰吉日

毛見中言社祭 九日
静火御祭 十五日入夜於草宮有霄曉之祭
名草姫御祭 十六日
相撲内取 廿九日
後宴 有蹴鞠白拍子勤其役々廿七日

○十月

一日 又今日奉納幣於両宮之室藏次第與六月朔日同
宮奉行渡之祭 廿三日
調庸御祭 下旬撰吉日自中古定廿六日畢

○十一月

日前宮相嘗祭忌固祭 一日
鳴神社祭 上卯日
氏神祭 上申日如四月
國懸宮御憑上御祭 十五日
名草彦御祭 十七日
丹生大明神入御 早旦入御草宮十六日
流鏑馬 廿六日

○一年祭

鬮引祭 元者九月也十五日以前撰吉日於中田浦有此儀
珠津島御祭 元者九月也撰吉日其次第如四月
中言社鼎祭 廿七日
栗嶌祭 同日
伊太祁曽祭
高大明神祭 上酉日元八中酉日也

相嘗御祭慶盃造祭 三日
慶盃起祭 七日
御麹令祭 十一日
黒御酒造 撰吉日
御殿用御祭 十四日
玉殿荘御祭 十六日
大集祭 十八日

○十二月

国懸宮相嘗祭忌固祭 一日 三日 五日 七日 九日
黒御酒造 撰吉日
相嘗御祭 十五日
御解除御祭 相嘗御祭自今日至十五日四夜之神事十六日
小集祭 十八日
同慶盃伏祭 五日
御穂下祭 九日
白御酒造祭 十三日
相嘗御祭 十四日
御解除御祭 十五日相嘗御祭自今日至十八日四夜之神事
小集祭 十七日
庭立祭
御酒水迎 十二日夜也
御殿用御祭 同日
玉殿荘御祭 十七日
大集祭 十九日

庭立祭 廿日

季祭 晦日

荷前 廿七八日但依大小

ちはゝ式等神領没収の後もとゞく行はるゝ事なれども

今日ゞゝの御くもつの花の様用を

○正月元日 小朝拜 七日 白馬神事 十四日 都鎮部祭る戌の刻西の門戸開神供備進あり

○四月朔日 流鏑馬あり百余騎集る ○二月廿二日 [illegible]

○九月廿二日 十列馬あり 此日神宮の相撲戌の刻門戸開神供あり十八日より [illegible] 弐十日の [illegible]

○十二月十九日 國司の相撲戌の刻門戸開神供あり 十二日より [illegible] 神供あり四後の [illegible]

○岩手堰祭 岩手の堰 堰口上 ○七瀬禊祓 [illegible] 立川の [illegible]

○日前宮末社

天香語山命社 天濱戸命社 天児屋根命社

天椹野命社 天造日女命社 天明玉命社

天御蔭命社 天湯津彦命社 天世手命社

天玉櫛彦命社 天八坂彦命社 天神魂命社

天乳速日命社 天夏湯彦命社 天伊佐布魂命社

天少彦根命社 天太玉命社 天表春命社

天櫛玉命社 天伊岐志保命社 天斗女命社

天村雲命社 天下春命社 天日神命社

天斗麻弥命社 天神玉命社 天活玉命社

天三降命社 天背男命社 天月神命社

三十社日本宮端籬の外四方に羅列せ

○國懸宮末社

句々廼馳命社 草野姫命社 軻遇突智社

金山彦命社 級長戸辺命社 級長津彦命社

天明五乙巳
九月九日
七瀬大祓
神幸諸
班列

經津主命社　武甕槌命社　闇龍社
天津彦根命社　活津彦根命社　手力雄命社
天日鷲命社　手置帆負神社　彦狭知命社
天穂津大來目社　塩土老翁社　豐玉彦命社
埴山姫命社　岡象女命社　少童命社
大山祇命社　天熊人社　天穂日命社
天喜根命社　豐玉命社　天忍日命社
天目一箇命社　天押雲命社　天神立命社

以上二十社國懸宮瑞籬の外四方に羅列す

○摂社　二十座宮中の所々にあり

市夷社　八幡社　若宮八幡社　春日若宮
稲荷社　天神社　高良の社　住吉社
深草社　天穂日命社　相殿大己貴命　熊野社　新宮本宮

八御子社　西宮の神僧侶の祈願の所なり　専女社　一名に日吉八の宮一社　若國家の宮ふあり
稲倉魂神　稲食　宍宮　祇園の神　今宮　回神　のくに社人此社に祭り祈る
楠神　神樂殿のうち　草宮伏拝所　社人此所にて遥拝のところ
山王社　天児屋根命社　天月一箇命社

○同摂社

濱宮　西宮の邪　草宮　國造家の氏神にある林中方二十間ばかり
毛見の神　伊勢の丹生大神の神典侍あり

○殿舎　神庫　御宝藏　軍吉凶を市奉納の物太刀
御炊屋　太々神樂殿　神具藏　惣門　中門　裏門
三井垣　生き神使車留所　廳屋　社役所　大鳥居　反橋

○飛山　社は南田面の中にあり武内宿禰おはします
ちなみに垂仁天皇十一年なりけるとぞ　良士あり立ちかへりて
翻元しくくなる田人なり　仙人の谷の白雲のごとく
なりとまくくなる除　○神畔　片田村にあり田人も造酒のうちもきむ
もくくなり

神武天皇の御代に紀伊国造に定め給ひ神武帝の御代とは紀伊国造を定め給ひ

## ○紀伊国造殿舘

[illegible]紀姓の祖[illegible]神武帝の御代とは紀伊国造を定め給ひ

[illegible]西山[illegible]の日本史にも出く感[illegible]

○国造本紀の[illegible]

[illegible]五世孫天道根命の[illegible]紀直[illegible]

[illegible]上代[illegible]臣連伴造国造と並びつゝ国造[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿八代 親文

廿九代 俊長

三十代 行文

三十一代 行長

○国造家城跡

○古の社人職名

白冠二人　人母二人　行事二人　以上六神官と称ス　権行事

相見二人　大内人二人　火焼二人　権内人二人　大案主六人　以上中臈と称ス

酒殿寺一人　土師二人　御琴引二人　案主廿五人　内人六人　以上下臈と称ス

○古の社役人

従三位南朝より出仕ありて北朝にも仕へ

侍従三位昇殿ありて多年ありて勅撰に出る

侍従三位寺社奉行左府音成卿ありて遠流絶ありて又

寿永十二年琴浦に隠れ

従三位大宿禰大主殿ありて寿永元年中わたり給ひ中に

持ありて宮ハ汝一双とたまへり国吉の太刀金作りなり

又後七々の志供と称く琴浦に隠れ桑原遠信

幸相殿史名の書ふたりし又後ふれ書の勅点のわたりなり

従五位上大宿禰大主殿ありて勅撰に出る

左田村にあり社ところ

くしくらぐちり

青侍　人数くらべ宮侍ありて国造家の先代にて神代の先祖十柱ありて九月神事流鏑馬其余神役なども今勤仕

宮奉行　宮中のことを所司社役人と称ス

伶人　巫女八人　験子九人　出納　中間　日上

大工一人　小工一人　引頭一人　権宇一人　此外小大工名数不定

鍛冶二人　土器師二人　檜皮師二人　檜物師二人　畳大工二人

繪取二人　尾大工二人　楽頭　相撲　白拍子

狩無外ものしくも器之

溝の内　狩月村にあり古俗

麻呂比壹神社　律秦村にあり○古俗千子の社と云人○延喜式神名帳に麻呂比壹神社

日茅宇七俣の後西の共へ

天満宮　日村にあり○日茅宇の持社と云る行方知れず

虎丸と云

瑠璃光如来　普照院薬徳寺　日村にあり

位像七尺三寸　春日の作

○芦原薬師堂　薬師如来　長三尺三寸　作同じくして

○本尊阿弥陀如来

當寺薬師堂に安置したる薬師の尊像は石の
上なりけり者共たづねるに此御山に勝れたる芦原にて
人のすむべき家居したるまぼろしなどと名づけるは
もとより土なる此原なり堂に安置したる遠近人のあがめふきくふ
ひろめたるもしるしいとたしかなる拾ふに不思議なる医王大士の
まつぐ生きたる尊形なる像なり赫々として出現きらくの輝めるかくあるさ
つやしたれば夏なるあるたとへを渇仰隨喜あさ
つたれば別に草堂をつくりて安置しゆるさまたげ芦原
より出現たるしるしなるに不思議なる芦原の薬師
如来と人々傳へ聞くに人皇三十九代天智天皇の下
まろしめたまひけるとかの山のうちにさいこと
さもあるしるしの帝の感応なりとぞ有りける人

芦原薬師如来
出現
の所

日く殿塔の莊嚴きらびやかに造営まさしく猶摘光と
額をかゝげあらはかくちと宮寺にあり勅願の綸旨に
なるらーーなべ法灯永くたえらず霊験日々にあ
らたなりきに七十四代鳥羽院上皇然野御幸なりし
物がたりなくも鸞輿とめぐらし十善の宝冠とう
むけこの寺のそなる宮殿めぐりさまひさしに還都の後薬師
のそなる像一軀と勅賜なりしーーーー（方丈に安置ありしかるに別に上皇あり此師指の勅給もしまセしゆえなり）
そもそも十善の天子崇光に感じ鳳輦をめぐらしたまひて
いぶきも御帰依あらせたまふことはなはだとぞうけのきてふ
あらば仏大聖の冥慮我朝有縁のそなる像とうべしさて
又当院草創のむかしあるひは法相三論有智のそなる僧勅を
をしーく主勢ーとうまつる台門の流徒ふかくしてあらな
ん中葉以降四海兵乱やむことなく唐土のあらもうげ

かなく堂舎のくずれもも色をうしなひ終に阿仏なる法師もあら
ざるこの天台の比我叡山の西麓圓芝社えん叡上人諸国遍山
のほとりに當ちたいとりく通夜あらかふたくの霊告ふ
夫紫迦弥陀薬師の三仏本門にして二尊今念仏乃
法門に未代有縁のとうへなるべし此地に生まれすみやふ
念仏の道場となるべしとあらしかべ上へ紫桂踊躍ふた
べきこれ大なる勅進一度なる氏をこーーてこびつふ
しよ後して此巨利とかたうわ美よりしてのち先国主
法皇家より田園と寄附せられ尚　國君ふいらず代代く
御帰依あさうしてかふ免許の地なりしこ
○什物業師画像　思業師　○釈迦像　○浄土曼陀羅
彫者はるべし　○十六羅漢像一幅　狩光はまべし
秋日哭故薬徳寺底誉上人　中洲

雲棲曾解津梁旁風月徜徉意更高逝矣

冊砂嗟日短滿天雨色共蕭騷

○祀る神天左玉神

忌部里神社　井辺村にあり○古くこれと本のけ前と云ふ　按ずるに井辺は伊美信の訛なり順わ名わるる故

古事記ふ布刀玉命者忌部首等之祖　姓氏録右京

神別ふ齋部宿禰玉皇産霊之子天左玉命の後なり

忌部は忌部とよのふ仁美と訓べし　且又ながくい延暦廿二年三月　左玉命氏忌部

乙丑大系人臣六位上忌部宿禰成あ　あ　あ　あ　あ

首の祖とつくい古語拾遺ふ曰左玉神所率神名曰天目一箇命

阿波国忌部の祖なり　手置帆負命　彦狭知命　櫛明玉命

出雲国玉作の祖　天目一箇命　又曰令左玉命率諸部神造

玉作の祖

和幣　又曰令左玉命率諸部神供奉其職如天上儀

ひとまづ忌部いの国ふもある氏首とい其諸忌部を率ひく

其長なる由の姓なりさてまた玉命とゆい同書ふ云皇

産霊神男天忌日命なりとそう　延喜式神名帳

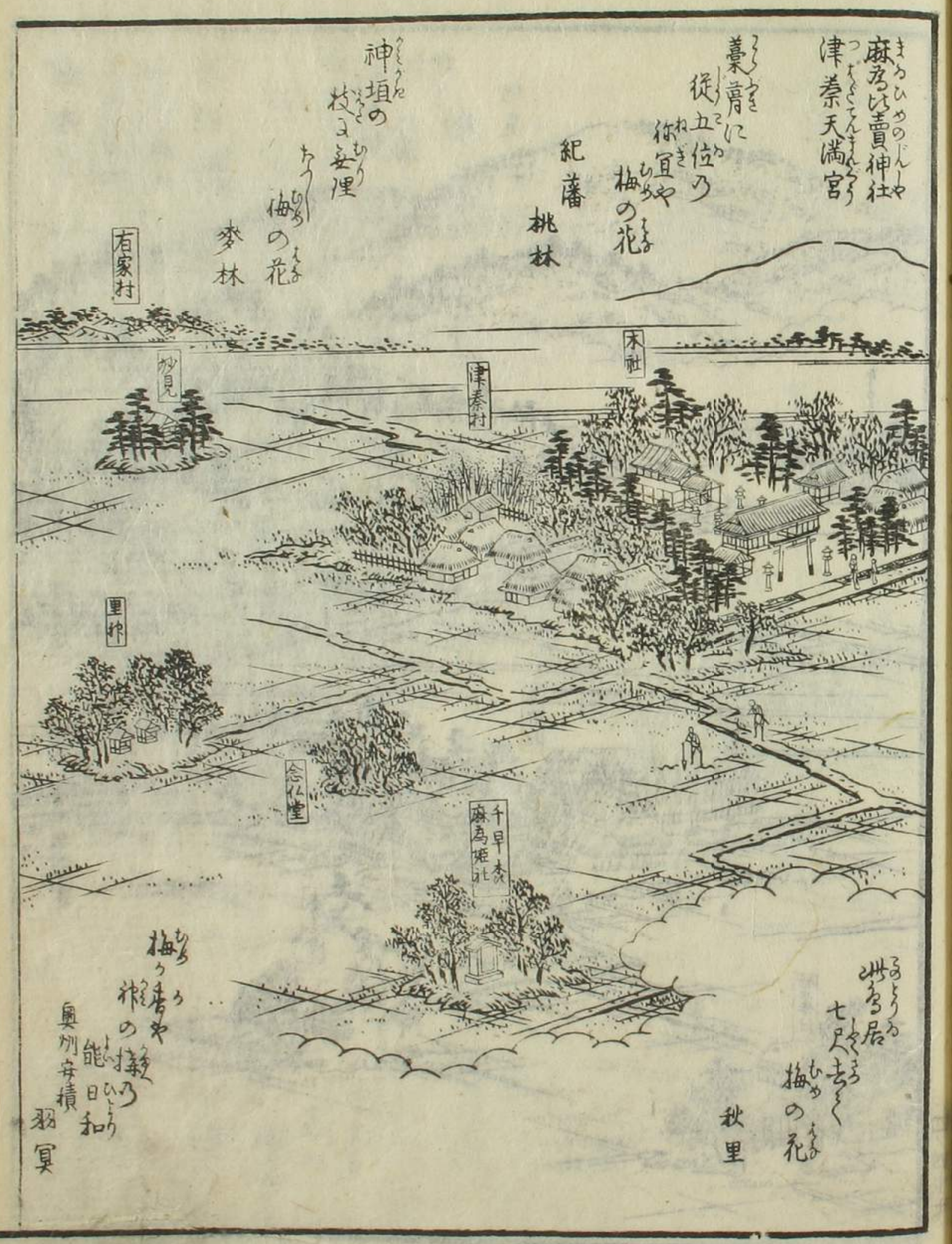

藥德寺
忌部里神社
大日堂
木陰や
苔の敷
くぼ
神の庭
祠庭
大日堂
忌部村
大宮玉今下
笠作社
岡寺道

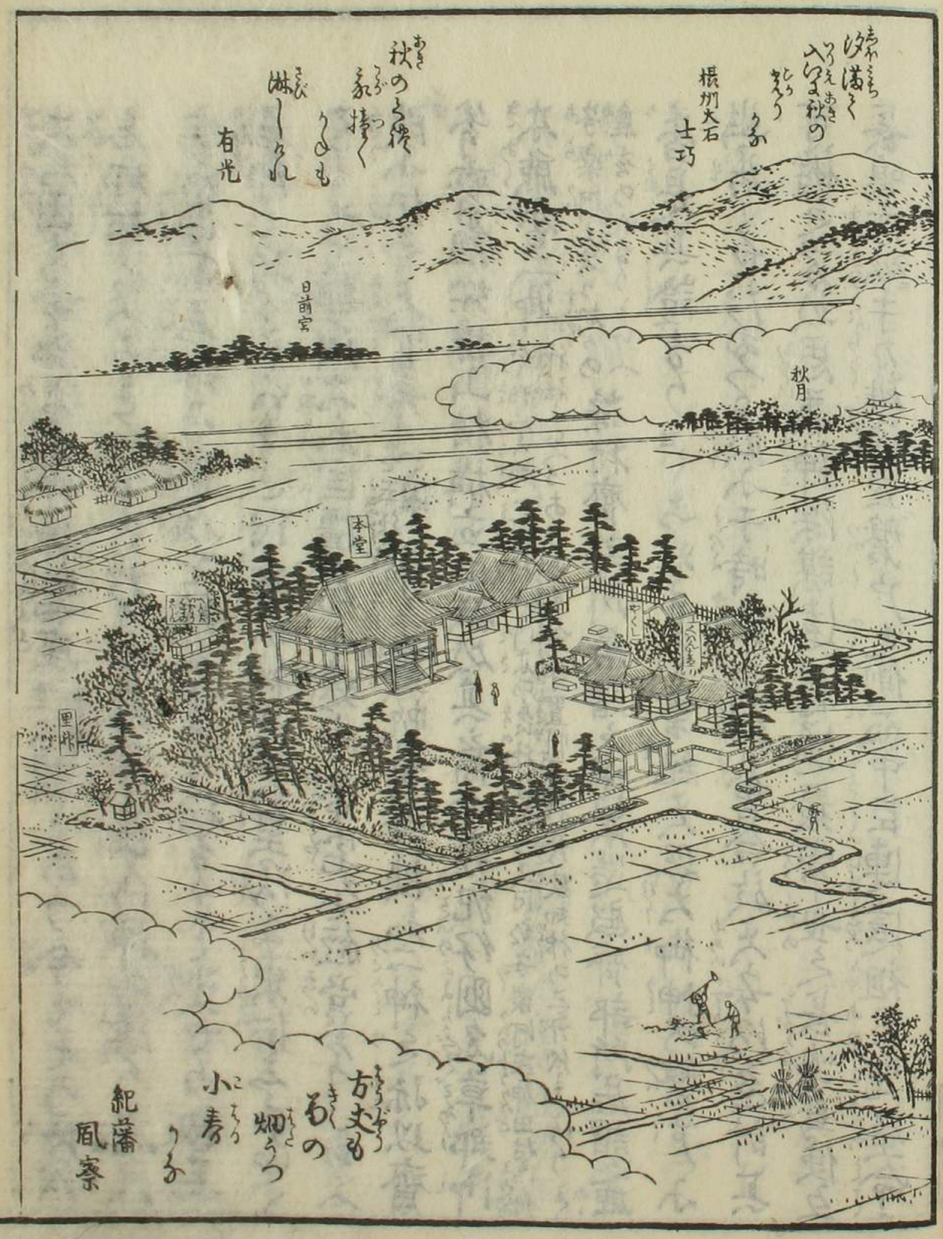
夕満く
八つま秋の
くぼ
根刈大石
士巧
秋の夜
気持く
くぼも
淋しく
有光
日前宮
秋月
本堂
里社
方丈も
石の
畑うつ
小麦
うゑ
紀藩
風察

大和国高市郡忌部命神社四座 正六月次新嘗 とあり今もその地に
忌部村といふまた紀伊国名草郡に忌部山伊勢神の濱に座に
また尚布忌部乃遠祖と拜祭ること変せず 抑其
忌部といふまた日書に神武天皇紀に東征ましく
たりて都に大和国橿原に建く帝宅を経営たりしと
段に仍令天富命 を玉串 率手置帆負彦狭知二神の孫以齋
斧齋鉏始採山材構立正殿 故其裔今在紀伊国名草郡御
本廉香二郷 今那賀郡三毛村 安楽河庄神田村 又同名安楽河庄神田村 又同名安楽河庄神田村 安楽河庄神田村 又同名安楽河庄神田村 安楽河庄神田村 又同名安楽河庄神田村 

なるこ雑役長柄を采給 孝徳天皇 白雉四年に忌部首作賀新
を神官頭 伯の祢宜に補し ふひしふ作賀新 後其職をたぐ
こあさらだこんろうして 斯は裏徴し 浄御原朝 天武天皇 白鳳
十三年天下の万姓をあつめ なのりつく八等の位階を定め
まつるに既は中臣氏みづから二の名をあたへたまつる忌
部氏みづから等を賜しく 第二の官祢ふたりこれ則
虔成が古語拾遺とあつめ そのあらはすこと
を欲さしめ所以なるかまつる

延喜六年日本紀之竟宴得太玉命 物部安興

比佐嘉多利乃麻豆流呵美子伊利留度曽母多母
須恵ゝ尓奴佐波志豆氣留

大衣笠持神社 同所 西の宮祢宜 紀伊国神名帳正一位 大紀笠持神社

○日本書紀神代巻に天神天津彦火瓊々杵尊乃
中津國を馭さしめんとあふそしめく日向の穂日高千穂
の峯に天降ましまし後ふ日坂経津主神以岐神為御送周
流削平有逆命者即加斬戮順者仍加褒美是時帰順
之首渠者大物主神及事代主神乃合八十萬神於大国市
師以昇天陳其誠款之至時高皇産霊尊勅大物主神
汝若以国神為妻吾猶謂汝有疏心故今以吾女三穂津姫
配汝為妻宜領八十萬神永為皇孫奉護乃使還降之
即以紀伊国忌部遠祖手置帆負神定為作笠者彦狭
知神為作楯者天目一箇神為作金者天日鷲神為作木綿者櫛
明玉神為作玉者乃使左玉命以弱肩彼左手繦而代御手以祭
此神者始起於此矣且天兒屋命主神事之宗源也故俾以左占
之卜事而奉仕焉云 按天孫降迹に手置帆負命と彦狭知命と紀伊国の忌部の祖と
門書に大富命率手置帆負彦狭知二神と紀伊の忌部の祖と 今在紀伊忌部郡 其裏今在紀伊忌部郡 木
麻香二郷云 神社の事ト記にはれども此もあるべけれども

[illegible]

直水谷　日村の南の谷にあり○七瀑ろ後正の

大日堂　日村東の山の[illegible]

○馮夷の瀧　本尊の例よりある間水を仮りて[illegible]

○牛岩　本尊の[illegible]由緒本文[illegible]

大日如来　法大師作

當山の西音諸堂輪奥として僧坊あまたなりしを意水の兵燹ふつ斤のけうらんうぬ其ゆふあるに僧徒ふ本尊と牛しきんとりけつるしふ早本堂に急乃猛火となりて[illegible]

かつくもあるべきことあるねばれのくりして[illegible]村ふつしふ其夜ほしくしくも本尊大日如来黒牛ふ[illegible]赫[illegible]

[illegible]

ありける堂ふ[illegible]僧徒ふ寺物のかしとちて明まべとのく[illegible]

[illegible]しきかしこの灰焼[illegible]平地なるふ

[illegible]牛の[illegible]ごとく石あるく立ふ上ふる像に安穏ふたくせ

[illegible]父母にふてびあるこころして

踊躍現[illegible]

寺金佛寺の西ちに[illegible]

[illegible]

鳴神社　中御門宣村の○祇園神二座　速秋津彦命

例祭毎年九月十二日

稲五十束　神又臨時祭二百八十五度一座也　○延喜式神名帳に曰鳴神社　彩嘗相嘗　○延喜式に曰

又曰負觀元年正月廿七日授紀伊國従五位下鳴神氏人等相論之經御沙汰之後祝與氏

[illegible]日兵庫寮神楯桙立之件楯桙紀列鳴神氏人等相論之經御沙汰之後祝與氏

人相合楯一帖元這進ぇく○日本書紀一書ふ曰水門神等号速秋津日命ぇく

○古事記ふ曰次生水門神名速秋津比賣ぇく

社傳ふ曰秋津島宮ふ御宇日本足彦国押人天皇　孝安帝

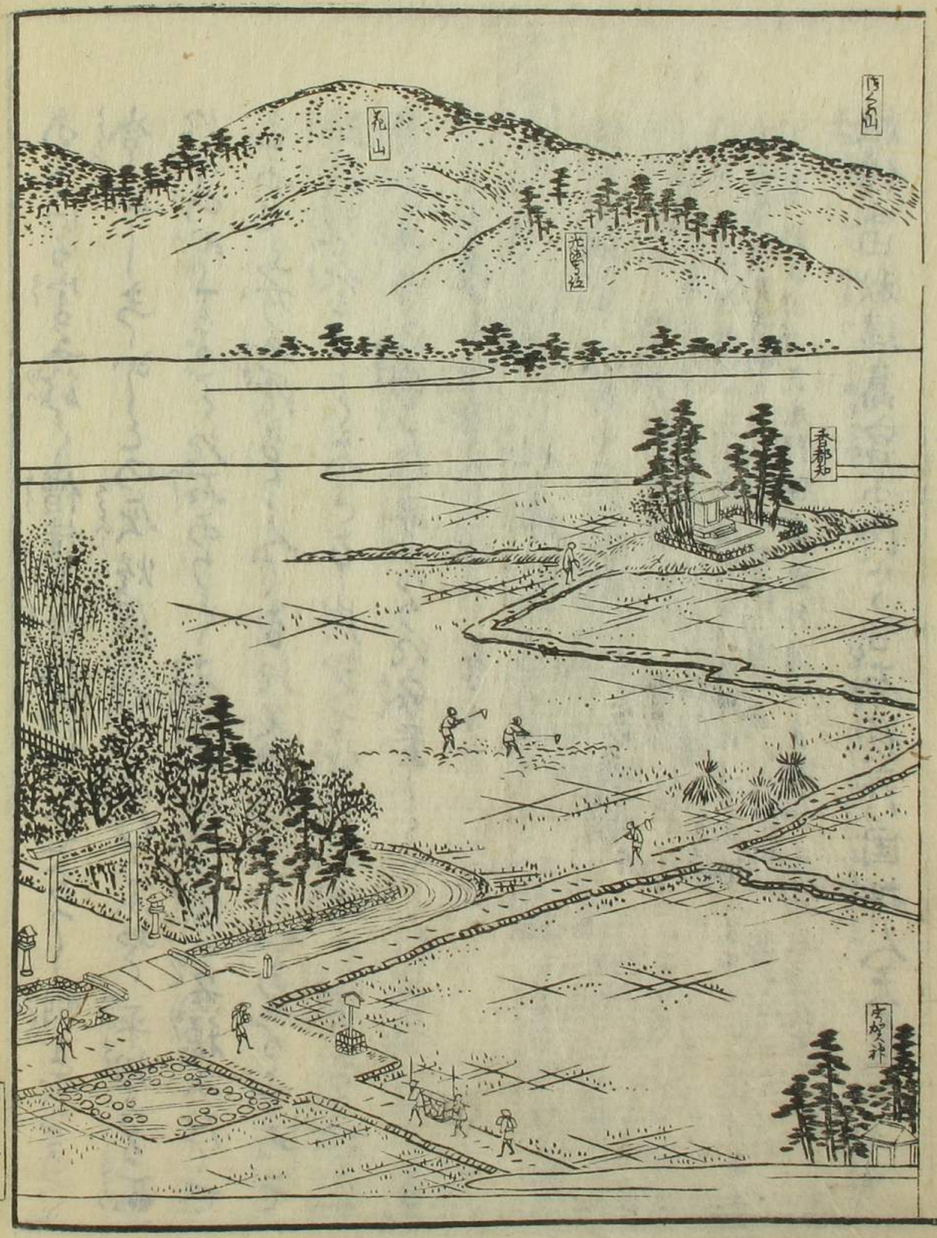


鳴神社
鳴武社
香都知社
廃光憲寺

春雪歌

春雪餘臘雪東風驚
北風海樓不可上樵
爐深竹中門前古柳
樹總作梅花叢

梁田邦美

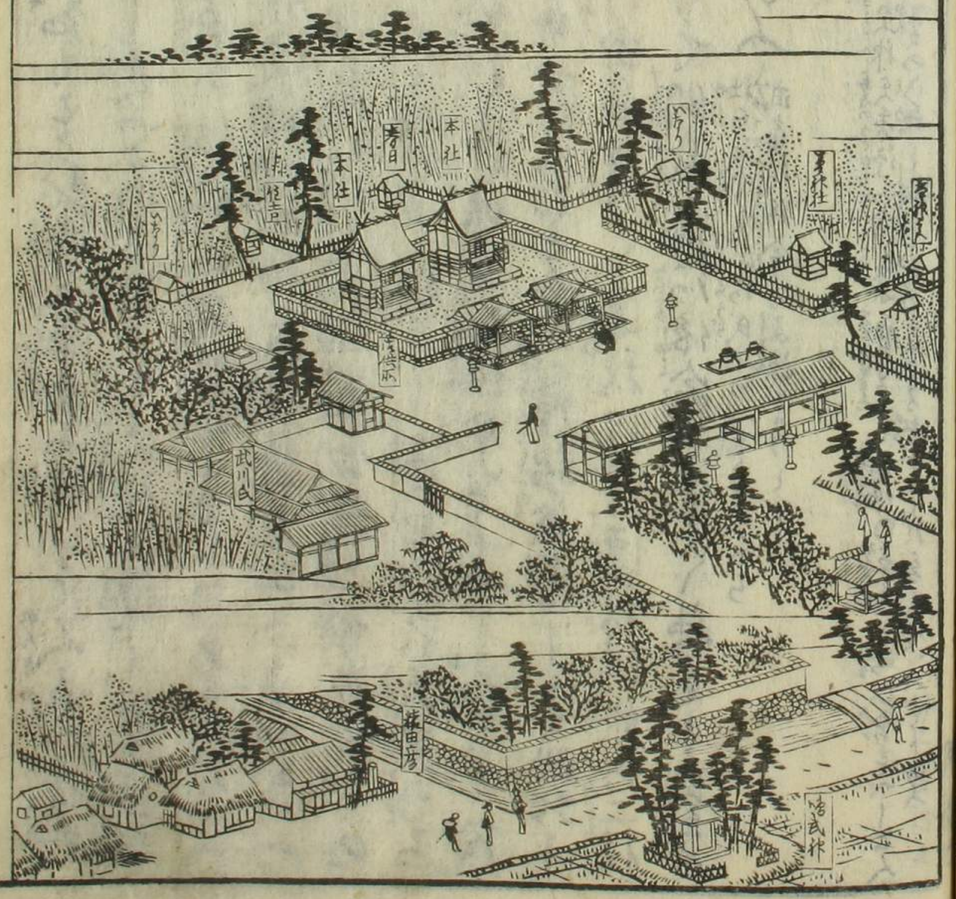

の法付に洩れもとゝぬべ此冬草那ふ溜して人民乏若
いまんうさ年一是ふろく数く天聴よ達しなるゞ山は
天磐諸ふの令の後瀛津世襲命爲ふ神あらて杉く
らく水門神速秋津日神氏敬齋ゞ山うまひかのづ
〳〵止むべ〳〵ワきい長海ゞ祖天香語ふ令ちうとの
たまふとこて爲ふぞ〳〵く山う〳〵巻ヒ〳〵ゞ天皇乃ち
瀛津世社長令れうゞ武角行依命と〳〵〳〵其〳〵氏
執ゆ〳〵めあてこふれうゞ二命詔氏をし〳〵く此社ふ
ゆう殆の神舎氏建〳〵く速秋津彦速秋津姫の二柱
と拜鎮まうて別武う用行依命とそく神とと宮め
たまうとうて
摂社
○夢神社

○天照皇神宮○春日社○住吉社○八幡宮○
○宇賀神社 社のお田の中にあり ○八王子社 南村小のうとあり
鳴武神社 社の南にあり ゆる神建雄槌命
南村天ふの乃ゆ令荒廃〳〵く遺跡もたんら〳〵氏巻
安こ年ふつうく
國君より石祠と建あひく令に修理とうたまうとそ
香都知神社 南村より東二丁 ゆる神祠遇突知命 ○延喜式名帳ゆ日巻
名帳ゆ日尼四社上巻紀神社 ○巻紀神社 ○巻紀神社 ○巻紀神社 ○巻紀神社
建ふうとうう号ふうく人ふ社氏 唯石村のうち
妙景ふ光德寺遺跡 月村の東小ふ丁 迷路の〳〵なうう大門ふ
堂伽藍とるゞ二丁門ふ門ふ礼あ
のゞ火中ふまゆれうひく坊舎の池中にありけるとゞ今月村ふ妙寺ふ安置ヒ
堅真音神社 月村の神社の東小ふ丁 池あり
祭る神神吾田康幸津姫命 ○延喜式名帳ゆ日巻名帳ゆ日巻名帳ゆ日巻

按徒四位下○堅真音の神号及びまつるところの神の物名をとく勘ふるところなし故
縫神社殊ヌ日堅真音ハ有真の鴻臚に老ろ子神武内宿祢の子に小鞆宿祢あるに
武内宿祢ハ本国の人なる事ハ邦内武内の旅れの地名ハ則ちまつる蓋有ろハ土地の名に
音ハ小鞆の波得するをとりてこれ依りつくさしれ者つる子　延喜式神名帳及三代実
録に堅真音とハいつハ堅真とのこしてれハ音の字あらさる義にもあつさにやまるさん此按る
音浦山音うつゞハあれハ此音をよせるうハなぞや本ふ神名帳有真音とあるれ和名抄
に此地ハ有真とかせるをれどもとよろなさんまてその堅真有真とおりへよいばれつ
いあるまりあるべし有の字宿の字ふ开よくも似されハ古しへあらひハ堅ハ宿とも書しを
有と後りたるあるひハ有の字と宿とおやまり　そうるところ堅の字よあるらぬら
共あきらん今志るべきやうもすしまて堅真音もあれ有真ハもハ此神の社号よう
てやるをづけしや此神名あるはうくやらく後れぬうへむしせしやこれまで志ろべ
きやうなしたるとかるのるて川ハ真所考て川従りたされわろこそさて此神の
神吾田鹿葦津姫とふつるとおりつる日本書紀に大津彦彦火火瓊瓊杵尊の妃
後りまして吾田長屋笠立狭之碕ろ居れ此ろうりあるゆのこれあり にゆてう
まして吾田鹿葦津姫まてこの神名ハ神吾田鹿葦津姫まろれ本名の開耶姫とも申と
妾しく皆あつひ火闌降命彦火火出見命を生てこの神の皇子とてなまへてと
ありそうまて此神吾田鹿葦津姫命の姉神と磐長姫とかせう宮守さつく姫て
ましく名れハこれとハ神さんしく ひらう妹の玉ふうしとりて盛しく目合しなま
あるが寵女にしあとおへこれよりらくなりてるゝを堅真音とらつると考ふるゝ堅ハ宿そ
姉妹あ人のうちハ片くしろ是をよりもきし片真風波此の兄人の行まるあや
まさんハその片くとめしあく皆しかれハ片求寵女の名色まるにん真の称するほく
片くの真を女とらつるとふのやおらんさろかそも此神ならび速瓊瓊杵命のこの地
に志ぞまうはんにそれいうする由へよりるふやる考へべし此寺中ろもおよ入る鳴武神
社まうあ神社とほどく隣しく命を祠のこ立う

## 音浦堰斗門

堅真音神社の北にあり　此斗門ハ紀の川を堰入て五ヶ所の村々にそゝぐ

[illegible]ちう器侍宮を田をづく三郷の畝ふ灌漑ふふ
して尋常の斗門よあづ性考を田水攻ふも是くよう
水を引しとつうまと言浦ちつくしふへをけ造をべて
海濱なりしるべ其[illegible]の名乃ねにるる

## 岡崎郷

此地今○表○西○小[illegible]○寺内○門前○[illegible]
[illegible]

## 生魚石

[illegible]

## 岡崎御坊

小手[illegible]村講堂山[illegible]西本願寺[illegible]
[illegible]○當坊い感德山と号

[illegible]治東大谷ふたるべ
なる延寶六年和歌宇治領なる光明寺ふうい
ヒしちう當國に向門入の石碑と建る権輿にしく宗
徒の道骨況ちて細め
弘[illegible]天王院満願寺 同村よあり言宗古義 本尊十一面観世
音菩薩 長七尺八寸 眉間 [illegible] 作 ○[illegible]寺然野三所権現社○摂
社白山権現○藏王権現○稲荷大明神○天満宮
以上 岡崎五ヶ村の産神ふしく例祭毎年九月十一日
○大師堂 通國八十八ヶ所弘法大師の[illegible]
[illegible]天皇五十二代淳和天皇弘仁三年宇治弘法大師
諸國巡錫の比草創なしたまへるこの霊場なり
比大例よ自造の例[illegible]
[illegible]
[illegible]

願所〳〵七堂伽藍とゝ造建あんく内裏ゑ立ヒまゝ
敕世大士の尊像ゑ遷〳〵こゝゑ安置ヒたまゝ人
勅願ゑ教ぞる　志ゝゑ延久ゝ年三月三日の頃天ゑ祝融氏の
崇あり〳〵〳〵と燒さ灰燼ヒゝ成る幸そる霊異と思て
没入ゝ紙燒の所ゑ著〳〵く猛焔乃中ゑ忽ちゝく
ゝゝゝゝなる櫻花ゝ幸ゑ立ヒたまゝぞゑ立ヒたる僧侶
ゝ脱ゑ四方ゑ退散し誰ヒたるものもなゝとゝぶもまの
あらなる奇特ゑ御氏ゝゝゝとゝ侍ぶゝゝ
ゝゝゝゝゝ草堂とゝゝてこれゝ安〳〵まゝむ〳〵た
かるゝゝ夢のゝゝそも字ふゝ〳〵ゝゝゝ天仁二年
八月ゝ羽天皇市脳ふゝく浄く三宝ゑ祈請ゑ
ゝゝゝゝ夜ゝまる眼四臂の浄すゝ禁殺乃
光明をゝゝ示現〳〵のゝゝく

九重の内ふあつく宝祚を守護せし観自在菩薩の
今紀の岡寺ふ勝地をしめ京城をさることを遠ざかりこゝ
ども天皇崇礼あさうぐるぐるしく違頑
とをくひきをとりとゝく帝の御枕ふよりく摩頂し南
をさして立さうたまひしふ御悩ふちまち平癒ありセ
ゐひしふ感感をゝめるべしして仏益再建の勅願
ありかくく御譲位あるセたまひ崇徳天皇天治二年
四月上皇 号羽院 紫宸殿幸のおりゝ山地ふおるく霊
跡を尋ゐんとく左右よ命じたまつよかをり荒
廃セしとへいりぐらおやしたまん唯民ふさの家居
とりぐく荒ゐてふけるかう居の有るなたりふ宮ふ
も志れれい雲辰襟たのしまセゐたまぐし風雲を変
さセおくしまるふ白日像ふたれくあさうも

時夜をたゞるぐぐ恐尺と安ビこふいまぐ人く
あるやとあやむそろふよふたる桜梅のそをよう
一條の宮ふくくしてを眼ふ彩まい上皇やづくこれ
とりこセしあなりて四藤十二面の異人をりうちて
に出ぐく出ぐふの頼度法師をして真朱ふ向
ちめるる異人のいわく我前ふ上皇と契りあり
かるぐ少ふ対更ふ示く消ちるのこと頼度ものをを
養ちるふ上皇すゐつち今尝ありくこそ後世迄
なまひまるふ南方の教主救世菩薩たまはまた
らあ朕ふ願ひをぞよりふ朕いまぐ三尊彩
に礼セざれい仏垂ふこ兵をこふ人ふ異人ふかさ
く約しなまふ異人荒悦の相ふ中ちくこそふ
えくえくりえぐうセなまう上皇行るく尊彩ふ消

## 満願寺

秋郊閑望
一村桑柘暗
千畝稻粱肥
藍水流紅日
白雲住翠微
世途榮願薄
今古賞音稀
尚愧機心在
山禽驚却飛

伊藤長胤

季秋携客
遊満願寺
吟行山寺下
驚見白毫光
香象凌津渡
殊衣拂露相

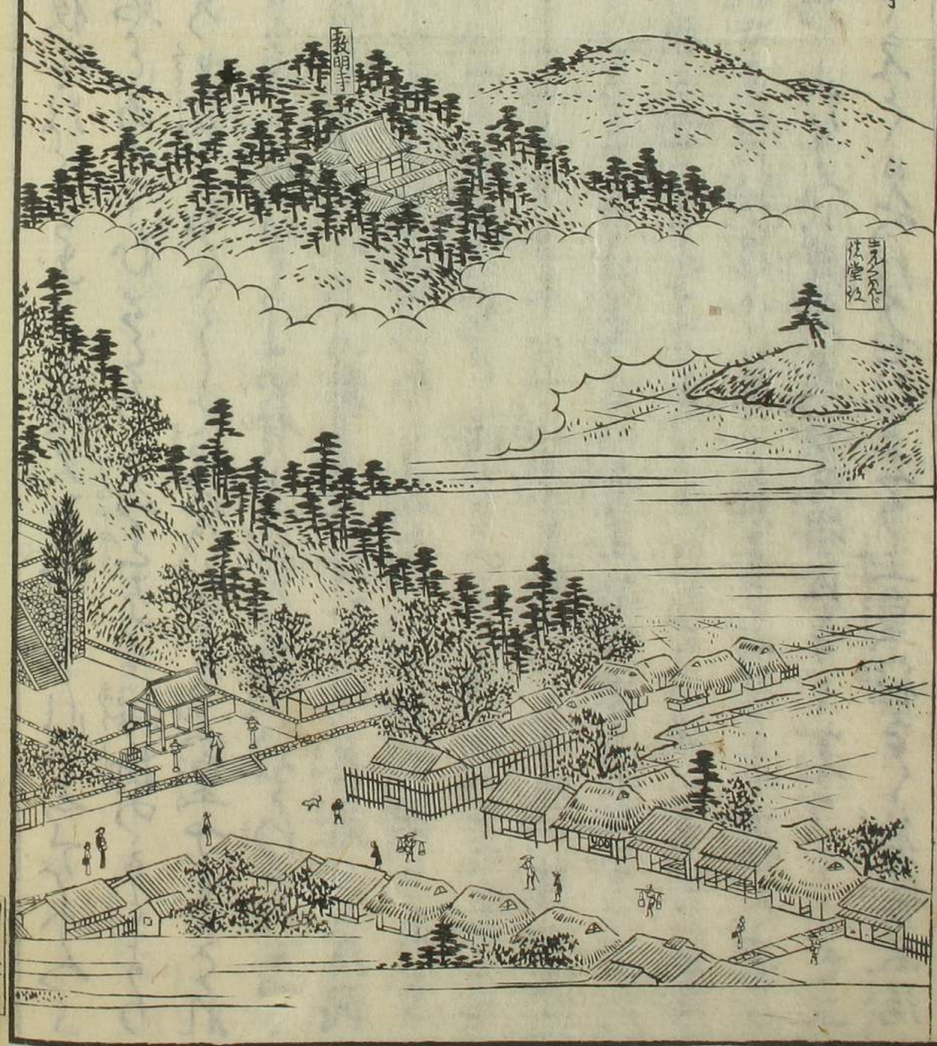


懸泉窓外落
喬木簷前長
儻數金繩駐
遊人奈夕陽

坂井清洲

満願寺
懷古

法勝霊區倚
翠微寛公謀
國事空非千
年宝位長無
恙萬里投荒
獨不歸蛻骨
一聲童子手
鮫珠幾瀉老
僧衣祇今談
合猶留谷精
舍童逢佛日
輝

丹邨

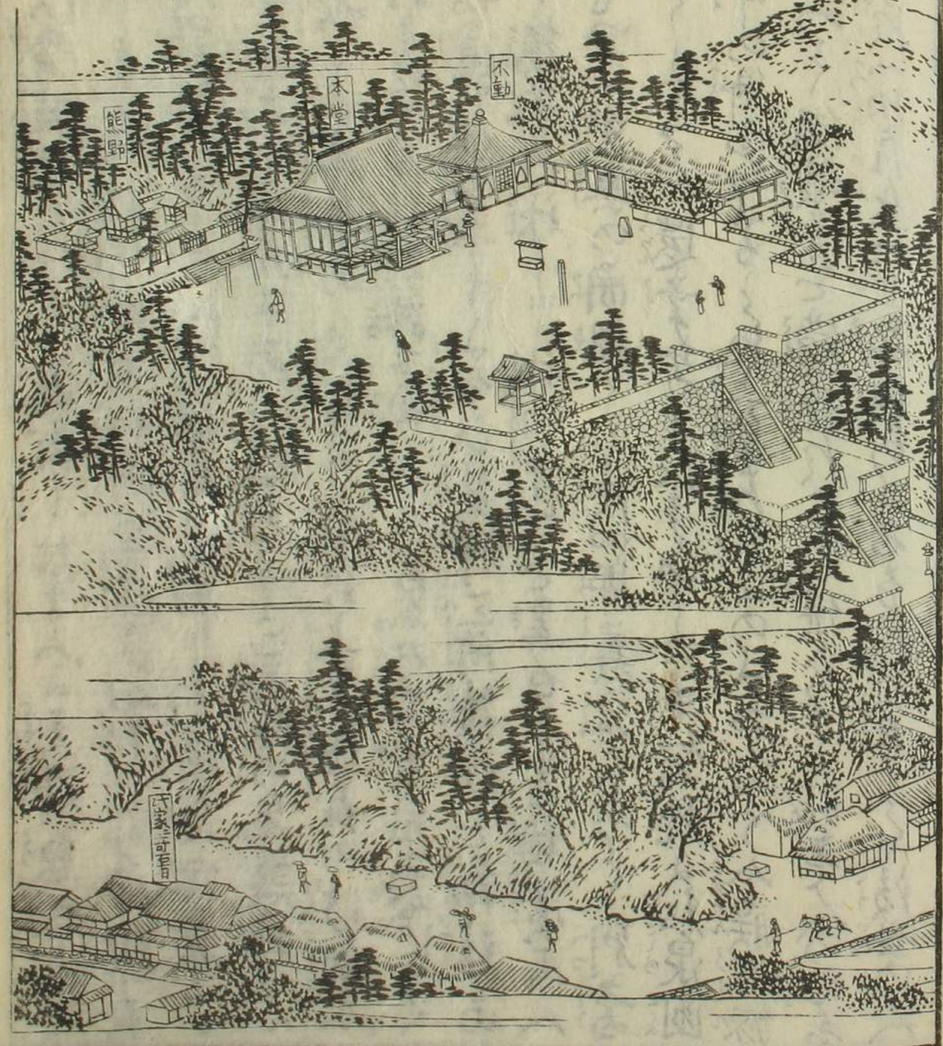

ゑし證誠殿に参り通夜し給へる大童忽然として
現じ給ふ抑當國西條郷に未生の小あり佛縁不
可説の霊地なるべし速に伽藍建立まゝ ほさば寛猛さ
らに彦大なるべんさあるべしとまさに其地の守護神と
なるべしと神告あり上皇随喜の涙袖に
ふくませたまひ未踏を四〇さぐるふりち有司に命じて
大伽藍を造立〜〜るひ然時三所権現を勧請あ
つて鎮守の社〜〜社田寺領を寄せ給ふ頼房上人
もつて中興の開祖〜〜〜〜沢四郎義宗と〜〜別当
職〜〜〜〜

昔いせ紙ろ
ちく雑家し
名を弘法大師敬をあひ
伊場杖ばかりかるなへい
泉湧くして湧く
る井をのく古人村の
名くよ人慨にて甘味
ちろ井ろとして明水あ
へいちょちろ

## 都麻津比賣神社

本庄吉礼村にあり　紀神　二座

次の條を以て考神社の第一に出せり延喜式神名帳に従一位都麻津姫神と云ふ都麻津比賣神社の名見ゆ

八位下都麻津比賣神従四位下に昇ると云ふ

當社は村の生土神にして例年毎年九月十四日

注昔は神殿甚も巍然にして封域も廣大とあり

天正の兵燹に羅つて殆んど烏有となり久しく荒廢ふ

ゆゑに造営に僅ふ其十分の一なり

萬葉

つまの姫社の歌

城國爾不止持往来妻社妻依来西尼妻常言長柄　坂上忌寸

## 國清山日限寺

日村の東に半腹にあり　本尊阿弥陀佛

日村東のうしこ行だろくよあり名称はまびーうケーび

## ちゆいの渕

日村の南のうしきを下だろう

## 須佐神社

紀神建速進雄る

本國神名此を正三位須佐左神

都麻津姫神社

日限寺

ちゝを測

つまろ飛社びく
あれよろ
つたく首の
つるの声
こゝちうすくも
成けるうふ

本居宣長

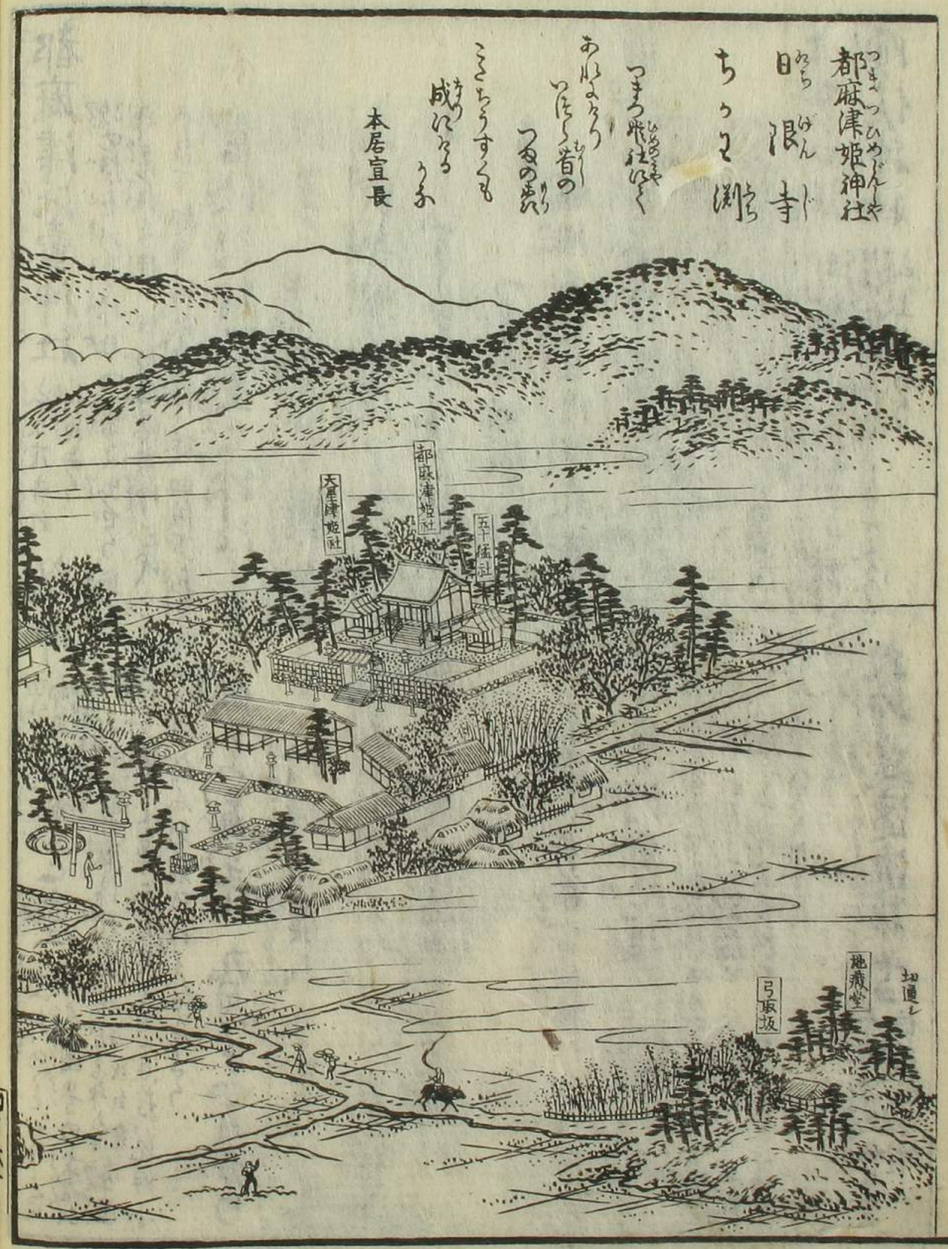


寂々古祠中
一望塵慮空
夏天不知暑
倚杖聽松風

相江山人

當社の神鎮座 甚もく久遠にして年歴未詳なれども殊
更真廃あまたたびかゝりて近くは天正の兵乱に焼
旧記の見へざるものあるこゝ今住る小祠なゝてその
旧跡をとゞめしのみも此地の須佐
千速破荒振神 遠速進雄
名抄に名草郡の須佐神戸の名さへあれど上代より最も厳
ある宮居にして毎年の祭祀もゞ厳重なるこゝ有けん
延喜式 名帳
さればこの式に載たる名帳を写しもの其荒廃して
神名帳
これを除きしも惜むべきなり
奈久者の王子社 奥須佐村 桜ごろふ御幸記に建仁元年十月八日
渡遠路出道泰ナクチノ王子とあるこゝなるべし

大聖山遍照院普門寺 須佐村にあり 真言宗
本尊十一面観世音 弘法大師の作 高一尺二寸 廻御西國
大師堂 弘法大師の像 不詳 高三尺 中寺の末
鎮守祠 天照皇大神 相殿 稲荷大明神 熱野三所相殿
遍照の本由 弘法大師の作 地須佐の名称 紀
紀伊の国名草郡の須佐村に遍照寺あり 曰く 昔弘法大師の
ごき梵宇を造立し 二世の冥福を願ひ 生前産土の
一切の衆生を建立し 紀伊国名草郡の須佐村に
亡霊を供養し 堂宇を造営し 須佐の名を
寺舎を再建し 宮殿の芳跡を 往
昔 仏寺の亦もとの所 南北西大寺より 安堵と
つゝくふの 寺の 真言宗 の五法 及び 今保 とり
伊太祁曽神社 祀神五十猛命 抵津姫命 血津姫命 こ座
山東荘の生土神にして 例祭毎年九月十九日巳の刻 門御矢
田村傳法院の寺内なり 神輿渡幸の式あり 初穂
啓行神榊五本の弓箭 左方唐獅子 神輿 こ座

也社可おがび口須佐村の社宮其外社家のかんく神毛女神人
宮仕まつりも巖里の御ときなり還御の後流謫馬なりぶよ
諸願成就の駈ら乎のことあり本文にくわしくしる

延喜式神名帳云伊太祁曽神社名神大月次新嘗相當本國神名帳云正一位勲一等伊太祁曽
大神文徳錄貴曰嘉祥三年冬十月壬子授紀伊國伊太祁曽神ニ従五位下ヲ云甲子
遺左馬助従五位下紀朝臣貞宇ヲ向紀伊國伊太祁曽神社ニ策命ス曰天皇我詔
旨申給久御冠授奉時祈申賜此之依天従五位下乃御冠ヲ上奉利出崇奉留状ヲ御位
記今持ヲ奉出須此状ヲ聞食天天皇朝廷ヲ常盤堅盤ニ護幸奉倍止申給此申三代實
錄曰貞觀元年正月廿七日甲申紀伊國従五位下伊太祁曽神ニ授ク従四位下ヲ陽成
天皇元慶七年十二月廿八日庚申授ク紀伊國従四位下伊太祁曽神ニ従四位上ヲ日本紀
畧曰延喜六年三月七日授紀伊國伊太祁曽明神ニ正四位上ヲ

當社の太神い神代のむかしより此地に降座ましまし
本國とよばる縁い則此三柱の神ゆゑましくけるそなりと
の御神い素盞嗚尊の名ふましくて初素盞嗚尊くもふ
新羅國ゆ天降まつりけるとなく樹種をもちくひり是
をうふこれ韓地ゆい植だして盡持ゆりく遠ふ航海な
ゆゑめてんく大八洲國の内ふ播植なまひぶる處もちく

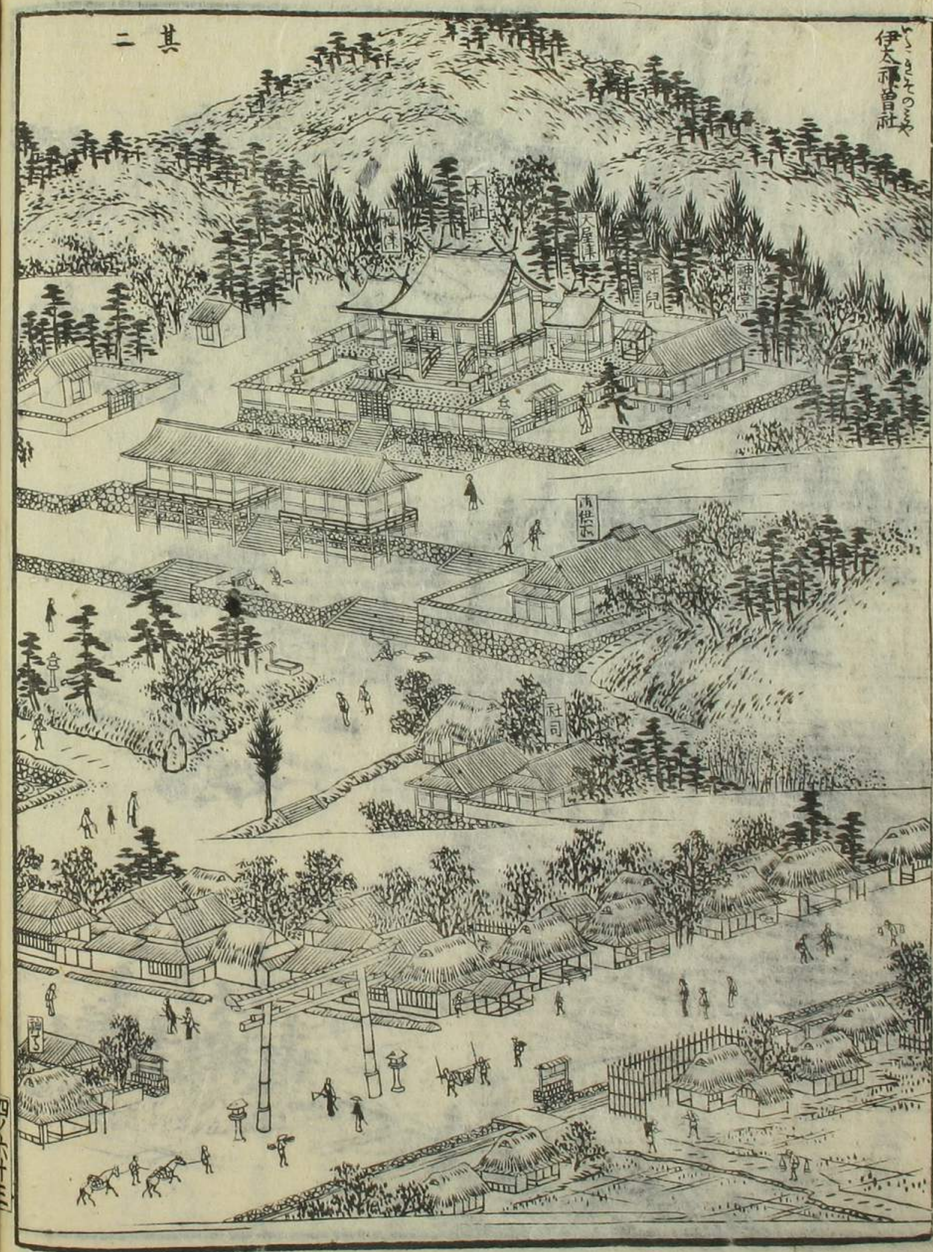
伊太神曽社
其二
本社
仙寺
八屋寺
神宝堂
社司
南住宅
社司
寺

山東の庄伊太神曽の
やしろの流れ
八十の小橋を
八十間
まことやこの
神そこの神
本居大平
きりん
岩戸
ちりう

其二

真徳院

まもりてこれを五十猛神と称へ奉る有
功之神といひつたへり　日本紀に五十猛の五十は蟹とこそいひ猛る速き
神にて侵を神とのたまふなり　樹木の功用をばくすしの称ありてこの
神にてはなほ有りて老つるよ五十猛有功神とこそ有ける　今国人の祈とい
ふこと又ふるい訛れるなるべし
この社もまた有功ある神なれば助く主神なるべし
本国とこそ号し　五十猛神つまり大屋毘古神とも抜化ホの用を
員たまふ大屋彦姫命もこれ　金毘羅とたとるとも主とたるべしよ大なる人
書の四方ホるうとらひく弟なり　例の助字なり又枇杷姫の枇字
たまふ　初い所ホ漠坐ヒ　桜の嬉手とこそ
まち　續日本紀文武天皇の御宇大宝元年ホ遷し
麻佐比壹神社ホ平田荘ヒ田表
かわべ郡ホ社ホ甚もそれ神なること今ホ
し上代ホ園邦ホ並べ称る神社もあるべし　なるべし
今俗に東荘の生土神として毎年の九月十五日ホ氏人
おより集ひく神事ホ執行つる此日六十六騎ホ流鏑

伊太祁曽社九月十五日
御祭禮之圖

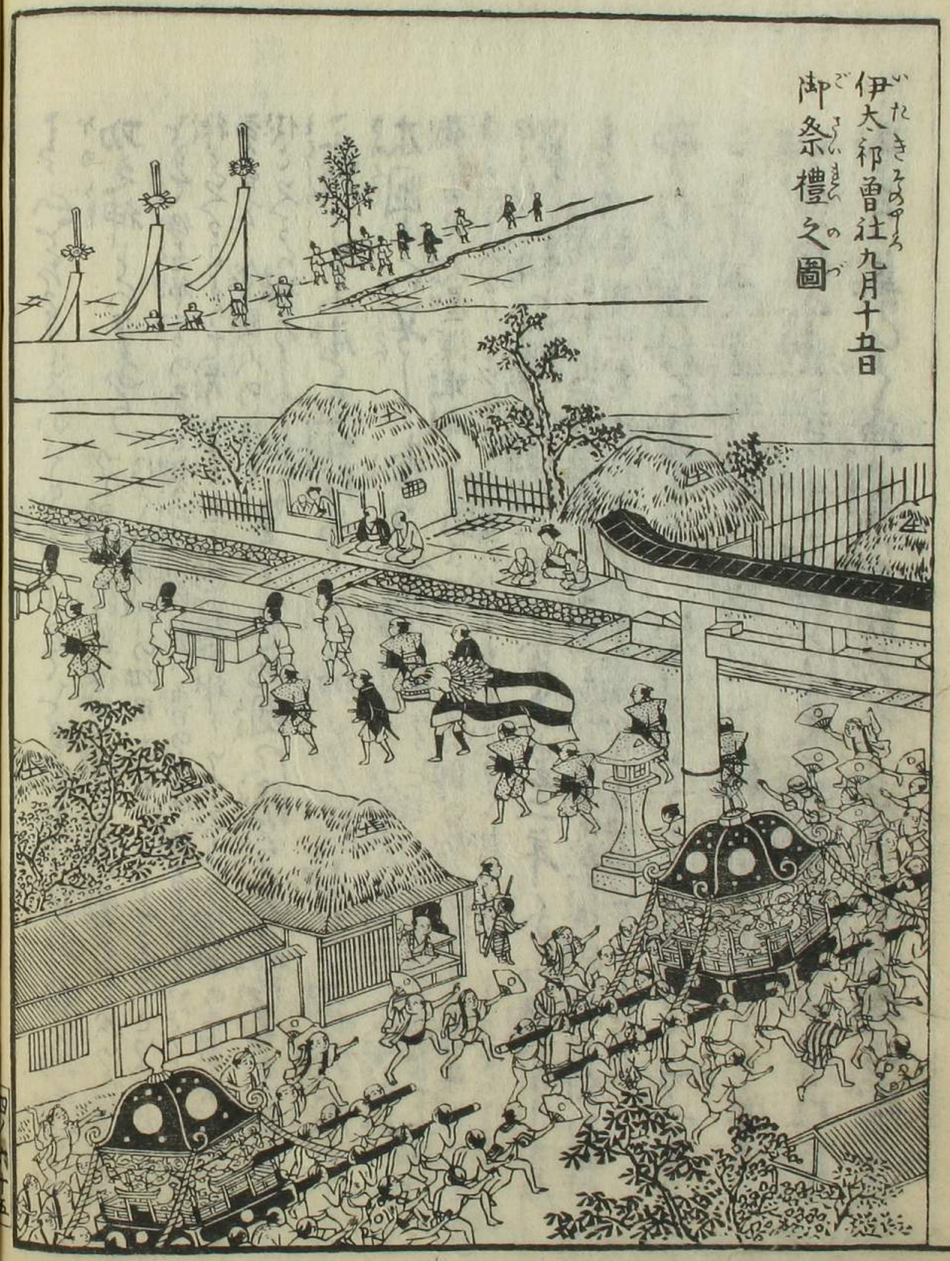

其外諸願成就の願馬とく神前のる切にく行人とあつまり
壯観なりこれ則永祚元年風土の送風なりと云
八月三日三箇の日あり九月十三日より二箇の日一箇と十五日
勅使と云ふ人畜を放ち人民の例を引て祈祷
うつ日年六十六箇国より国ごとに一箇つゝ九箇六十六箇の祭礼
中世このゝ後ゝと今の民人の祈願
境域最も曠くとゝ
今の神楽所天田村之内桜井社に諸社の桜咲連
神宜の家宅簷と双く繁くたり諸人雑沓ゝ陰日成頃
つゝ神楽の琴を庭ふえて蒼くたる叢樹風枝こうゝ
海く盤水波静にゝく民人成擁護社稷を保持に誰か祈願
作ゞゝんゝむべくゝ敬むゝ

風光三月鎌山春楊柳倉畑桃李新宮上長懸雲五色樓前廣樂欲驚人
倫旨順俗美々の海なほ
伊太祁曽社
坂井清洲

亀尾山無憂院延寿寺
奉る阿弥陀佛
元像仏
春日の作

傳法院
伊太祁曽神
御旅所
京
鯉風
麦林
白山
行者
不動
山東御旅所

高市前より
此所出し
観音寺
岡山堂
大日如来
弁天

護摩堂
安倉法大師作

大師堂
二尺八寸
○あらかじめ大師の像作りたるらしく四寸八十八ケ所の形三十
六番に法華経を入れて開基つまひの二つといさんとそのて
軟そ作りて中奥の法下仏の再建ちりとや

妻御前社
平尾村にあり古人妻御前
例祭仲秋十五日

平尾王子
日村にあり幸記に建仁元年十月八日平侍の王子非違次を
間不まく先達計奉幣王子次泰松坂王子とゝえたり

大悲山観音寺
日村にあり西国三十三所
本尊十一面観世音
僧相恭の作

観音堂

矢田山傳法院明王寺
矢田村にあり
根来山の屬
本堂千手観世音
法大師の作

開山堂
本堂のうしろにあり開山真教
大師自作の像と安置
大日堂
本尊大日如来
法大師の像作
四国八十八ケ所とうつして
大師堂
本堂のうしろの
鎮守社
本堂のうしろの
弁財天社
は池の傍
琵琶石
は池の傍
龍池
は池の傍

不動堂
西二丁ばかり
白山権現社
熊野権現社
妙見社
の山上
不動瀑布
は西の
滝流直下
尚院の開基覚瓊上人
諡を慈教大師
初高野山より
建立ありしかの高野山の寺院創
ふるの所徒輩議を使
上人成れ圓を埋を遺ち杜
弘法大師入唐後来の不知ゆを不思議の霊亜現あり也
大師作助く尚の高窟にのれたま是世を普く救
ところの錐鎖乃号像是ちりの糸にて根来寺然るふ世ること天
聴を達せしるべかりけるも院宣をすたまし金剛
峯寺の悪行制し大師を慰諭ふ行を大明
法の根来山を院ちすまことにより當山をも開基

たゞ傳法院と号したまゝ是實に崇德天皇保延六年の事とやこし當山乃靈區くるやかくる佛因のあるのゝあらぶにくより當郷伊太祈曾大神の奥の院にて供僧の輩二十六人あり看髮に袈裟當村に住毎年神輿の渡御いとも嚴重くさきべ妻帯たくて

神佛一如のこゝろさにあらぬく尤偈仰の気色弥まゝなるゝ〳〵諸堂巍然として一方の大巨刹あり〳〵も天正十三年三月根來寺の火と共に灰燼〳〵今僅に其遺迹存するもとゝ

冊生神社　明王寺村にあり冊生津姫神〳〵伊太祈曾神の摂社ちりつにしくいこもも伊太祈曾神社乃境内ちなゞし

天宮　日村にあり上人雨の宮〳〵本国神名帳に云天手力男神太祈村よりうつしまゝ伊太祈曾神社の摂社と

丹生神社　こも伊太祈曾乃境内にあり土人云〳〵伊太祈曾神社諸国

足守明神祠　日村上野山觀音寺の境内にあり土人云〳〵伊太祈曾神社諸より流鏑馬を献やゝ〳〵人馬の足と損せるかゝの時神よ彩諸里俗のその故とうゝあるかゝやうの〳〵世にまゝ多くしい咎べうゝあんずるに足守い阿斯訶備の備乃音便いく美とちるかゝ書紀の一書に有物若葦牙生れて空中因此化神號天常立尊可美葦牙彦舅尊もゝ〳〵る冊葦牙彦舅尊も共恩

## 永山名産松茸

永山村の東南ちかく山にあり季秋のころ人ちらのさし生ず山びと府城の貴賤にもてはやされ風俗の物地もり

### 松蕈

乍穿朽葉獨丁然。原出蟠根倚半天。羽蓋曾遺避雨客。瓊芝誤采巢雲仙。滿山香氣桂花後。一味風流菊蕊前。玉菜金虀舊相識。自差塵土未辭緣。

あしもとにかくれもちらべ外さじ見付ぬ人のわるき蕈狩　浪華　紫苗道人

### 松茸やあくまでくれ鼻のさき　去來

## 楊柳山寶光寺

黒岩村の小八町山上にあり

### 脇檀阿彌陀佛

自浮檀金の靈像を頭中に

### 本尊不動明王

弘法大師の御作

### 楊柳觀世音

弘法大師楊柳樹をもて彫刻し當山の飛泉より出現しなまるこすの八坂乃

### 大師堂

弘法大師の彩像他ちに當国に四十八所と謂しそ

### 鎮守社

しろの山にあり

### 楊柳の飛泉

西岸に聳松杉背くくて上方と覆ふ

山あり術歴耳根をすゝやう最も寺地の境くべし

### 當山

天長六年春三月弘法大師諸国に遍歴なまくる

### 寶光寺

東三町斗りにあり峻嶺疊々と

比叡に登山まゐり佛法有縁の霊場なりと聞創しなり天の
古刹なり其後心静上人中興し元亨年間再建あり七堂
伽藍をいとなむ大廈なりしも近ごろ兵亂の憂よ
かつて僅に小堂仏剣して真芳師を存るのみありすべく
山のふもとなるひれ木仏ぶて松杉茂仏ぶくして蓋日光
と障へ烟霞巖をこめ素絹瀑聲と洩て其幽邃清浄ある
まゐん仏縁をもとめのさひちり

夫木　八相のうめのまゐん山寺はゆきもむ契もあるやまのうち　西行

霜まゐ木ん　紀藩　桃林

普門山観福院観音寺　はむらにあり浄土宗西山流　本尊十一面観世音聖憲太子の作る
化して長三尺　観音堂　近御西国三十三所順拝の第九番に配し　ちかのうちのひとつなり
北野山西光院　はむらにあり言宗　新義堂光寺末　本尊薬師佛　他あり
大師堂　大師の像他にまのあたり西国ハく四国八十八ヶ所をうつし
第三十八番に配し　ちかのうちのひとつなり



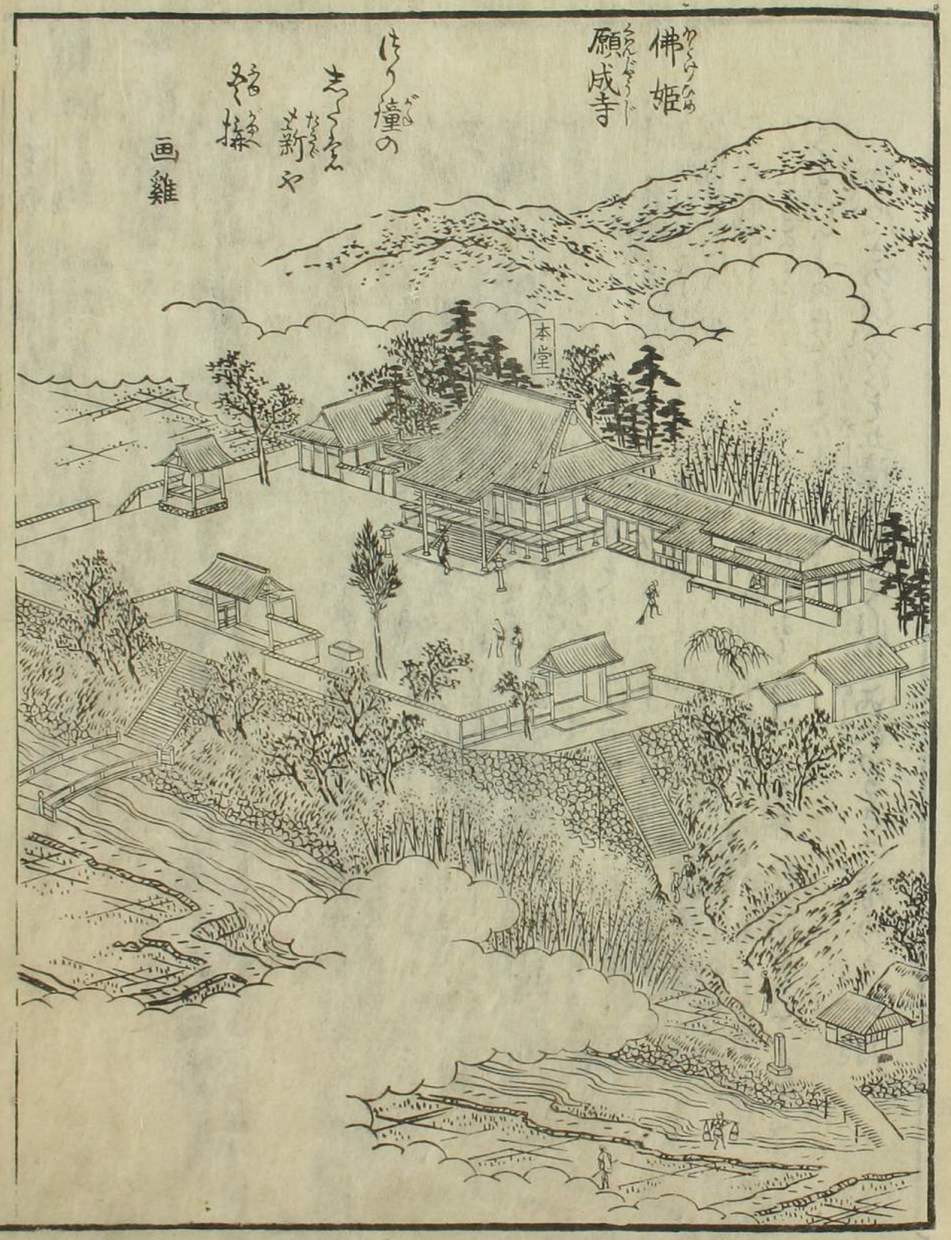

## 最初が峯

當山より東五六町にあり延文五年畠山入道道誓が舎弟尾張守うりてやしきとなる

## 中岡山願成寺

南畑村にあり浄土宗にして本願寺にぞくす

## 本尊阿彌陀佛

一すんにちひあるぞうにして長二尺高祖親鸞聖人の作なり

永元四庚午年三月十五日善信が弟子即伊大神の社職中岡當寺の開祖佛姫法名妙弘尼の俗姓なり

定弘むまれつきの不思議の神告あり三室に夜ごとに志願最厚なりしかば法諱をたまひ結上人當国にくだりの不思議の神宮といひ内外並別の僧たりしころ結妙弘とよべり定弘その分神宮と定弘その分神宮と獲得しるしの印を授よつて有り刹梁光剛とそ法名をうかがひて上人他邦に湯をめぐりて六字の名号を書写し妙弘ようやく志を励し三部の宝典をうけ正信偈和讃を誦し專修念更にたがはず世の人結のづから その徳ふかく法諱をたまひけいやそ称しけるうるはしく喬木風よりも忽妙弘尼を敬遠して盛なりしかば暫し根來寺の僧徒ホ我慢偏執のこころをもつて再び旧里にかへり寂にかの奥しのこころよ草廬を結び朝夕の勤行他事なく後二十八歳にして羅髪しけるよ七十四歳の中春より病床にあり臥したのまもなくなりぬれば花をとりのけあるなりつるなりけるなりつるなりけるなりつるなりけ